

令和2年 第1回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和2年1月16日（木）午後1時30分～午後2時8分
- 2 開催場所 豊見城市役所 5階 多目的室
- 3 出席者
[委 員]
教育長 教育委員4名
- 4 欠席者 なし
- 5 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 6 議題及び議事の大要 次のとおり
- 7 議決事項
 - ・豊見城市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について
 - ・豊見城市立中央図書館管理運営規則の一部を改正する規則について
 - ・豊見城市立公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
 - ・令和元年度（令和2年度進学予定者）豊見城市育英会入学準備金の貸与審査について
- 8 教育長又は会議において必要と認める事項

第1回定例教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第1回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に4番委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2 会期の決定ですが、1日としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは会期日程を1日とします。</p> <p>本日の議題ですが、お手元に配付されているとおりであります。議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>日程第3 教育長の業務報告を行います。別添書類をお願いします。教育長の業務報告となっております。</p> <p>12月20日、人材育成基金寄附金贈呈式、豊見城市建設業協会から行われました。建設業協会のほうからは、ジョン万次郎の土佐清水市で行われる英語スピーチコンテストに活用してほしいという要望がありました。</p> <p>同じく20日ですが、豊見城市文化協会会長ほか4名の訪問がありました。文化功労賞として、古典三味線部門で玉那霸昭二さん、そして琴の部門で上原よし子さんが表彰を受けたということで報告がありました。</p> <p>同じく20日ですが、人材育成基金寄附金贈呈式、三金会からの寄附がありました。三金会というのは、建設業のBランクの業者の皆さん方です。</p> <p>同じく20日ですが、令和元年年末年始交通安全県民運動出発式が1階玄関前で行われております。</p> <p>12月23日、浄水器の贈呈式が行われました。これは元教育委員でありました■さんが寄附をしておりました。</p> <p>12月24日、生涯学習フェスティバルの実行委員会がありました。</p> <p>12月25日、第7回公判、那霸地方裁判所で行われました。現在はラウンドテーブルの状況で、それぞれの意見を主張している状況にあります。</p> <p>12月26日、豊見城市土木設計業協会忘年会、瀬長島ホテルで行われております。</p> <p>同じく、海外移住者子弟研修会報告会が5階ホールで行われました。今日の新聞にも山本キムさんの記事が載っておりましたので、ご参考にお願いしたいと思います。</p> <p>1月4日、首里城再建支援チャリティー第1回生涯空手道・古武道演</p>

	<p>武の儀式が中央公民館で行われました。チャリティーを含めて、首里城への再建への寄贈をしたいということで、また日程調整も今行われております。</p> <p>1月6日、教育委員任命式が行われております。</p> <p>令和2年仕事始め式、1階市民交流スペースで行われました。</p> <p>3時より社会教育関係者新年の集い、社会福祉センターで行われております。</p> <p>後ろのページをお願いします。1月6日、JAおきなわ豊見城支店年始祝賀会が行われております。</p> <p>1月7日、消防出初式が行われております。消防出初式のほうには、豊見城市長堂出身の大城滉二選手がいまして、私の方もいい機会でしたので記念撮影をしてもらいました。</p> <p>令和2年新春の集いが12時から行われています。</p> <p>1月12日、令和元年伊良波中学校成人式、豊見城中学校成人式、長嶺中学校成人式、3中学校で行われております。非常に落ち着いた、いい雰囲気でそれぞれ成人式が行われてきました。以上が私の業務報告になります。</p> <p>続いて日程第4 議案第1号 豊見城市教育支援委員会規則の一部を改正する規則についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課関連のほうから説明させていただきます。</p> <p>議案第1号 豊見城市教育支援委員会規則の一部を改正する規則ということでございます。この内容につきましては、議案の4ページの新旧対照表をごらんいただいたほうがわかりやすいかと思いますので、4ページをおあけください。内容につきましては、教育支援委員会とは何ぞやというところが、多分ご質問のところがあると思いますが、特別支援教育を行うに当たりまして、小学校に入ってくる児童、もしくは中学校に入学する生徒、または在学中で支援が必要だと思われる児童につきましては、専門の検査・判定をしまして、より適切な支援教育ができるよう教育を行っているところでありますが、その中の判定をしたり、調査をしたりする委員会が教育支援委員会ということになっております。</p> <p>今回改正に係るところは、第2条担任事務のところでございます。改正前の右側のほうをごらんください。委員会は、教育委員会の諮問に応じて、豊見城市認定こども園、小学校及び中学校ということで書かれているところが確認できると思います。改正後のところ、左側のほうをごらんください。委員会は、教育委員会の諮問に応じて、豊見城市立小学校、市立中学校という形になって、豊見城市認定こども園という言葉が</p>

	<p>削除されていることがわかると思います。この件につきましては、この支援委員会において、認定こども園については事務として市長の事務になっておりまして、保育園等と同じように、その判定も含めて障害児保育審査会のほうで実は審査をしておりまして、それで認定こども園の制度以降に伴って、ここは整理すべきところでありますけれども、見落としがあって残っておりましたので、整理をしているということでございます。それ以外の文言につきましては、今回変えるに当たりまして、このような文言の整理が適切であろうということで、記述的な改正ということになっているところでございます。</p> <p>それでは、この規則をいつから施行するかというところについては、3ページのほうにお戻りいただけたらと思います。一番下のほうに字下げがあって、附則と書かれている3ページの下のほう、この規則は、公布の日から施行し、改正後のこの規則の規定は平成31年4月1日から適用と。これは平たく言いますと、これから公募をするんですが、効力については4月1日にさかのぼって効力を有しますという規定でいきたいと思っているところです。これは入念的に、さかのぼって遡及させていくということになっているところでございます。説明は以上であります。</p>
教育長	ただいま議案第1号 豊見城市教育支援委員会規則の一部を改正する規則についての説明がありました。この内容についてご質問がありましたら、委員の皆様、挙手でお願いしたいと思います。確認等、疑問点等でも構わないので、どうぞ遠慮なく。
4番委員	では質問いいですか。
教育長	はい、どうぞ。
4番委員	幼稚園がこども園に変わって初めて聞くんだけど、私。もう大分前だと思うんだけど、園長も専任になったんですか。
学校教育課長	<p>では、説明させていただきます。</p> <p>本市は、認定こども園制度ができる中で、市立の幼稚園については各小学校ごとに、当然ほかのところと併設、8園あったんですけども、認定こども園化をするという中で、この認定こども園をどこが運営主体でするかという議論がございました。8園のうち、上田の認定こども園は直営、市立て運営しております。それ以外の7園につきましては、要するに、それ以外の民間が運営する認定こども園という形で整理をしておりまして、そこの受託の法人が園長を出してしていくと。従前は、直営の幼稚園の場合は学校長が園長を兼務するという形でありますけど、今年度からはそういう兼任はなくなっておりまして、こども園はこども園独自に園長が置かれております。上田認定こども園以外の7園に</p>

	については、社会福祉法人のほう、受託需要事業者のはうが園長を出しておりまして、上田のほうでいうと兼務が外されまして、保育こども園の所長職の方が園長をしているという形になっています。
4番委員	園長は、もう本務職員ですか。
学校教育課長	はい。上田認定こども園についてはそうなっております。
4番委員	去年からですか。
学校教育課長	<p>そうです。今年度から、その4月1日からですね。</p> <p>この件につきましては、やはり小学校との連携がどうなのかとか、そういうことが課題になっておりましたので、保幼こ小連携ということで市長部局の福祉健康部を中心に連携をしていくと。小学校への認定こども園から来ても、幼稚園から来ても、ほかの施設から来ても、小学生になったときに「小1ショック」が起こらないような形での連携ということで、3年をかけて取り組みを進めてきていますので、それほど大きな連携…。ただ、学校に隣接して認定こども園が配置されておりますので、全く問題がないということではありませんが、比較的スムーズに移行されているかなと思っています。ただ、今後時期を見ながら、今後どのような、さらなる連携ができるかということについては、ちょっと課題かなと思っています。</p>
4番委員	ちょっとといいですか。
教育長	どうぞ、はい。
4番委員	関連ではないんですけど、この園長はこども園ですか、小学校と分けたほうが、小学校の校長としては仕事はもっと深まるんじゃないかな。深まるというか、仕事がしやすいんじゃないかなと。一番気になるのは、校長が園長を兼ねても、この児童のことを余りわからないのが多いんですね。だから、専任園長というんですか。今言う、独自にこども園を分けたほうがいいと思うんですけど、ほかの小学校でもこういうこども園を持っていくような計画はあるんですか。
学校教育課長	本市は全ての園が、もう認定こども園に。幼稚園は中にございません。もう全部、幼保連携型の認定こども園になっております。
4番委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
教育長	ほかにないですか。進めてよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第1号 豊見城市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長	<p>では、提案どおり決定したいと思います。</p> <p>日程第5 議案第2号 豊見城市立中央図書館管理運営規則の一部を改正する規則についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
文化課長	<p>文化課の [] です。よろしくお願ひします。</p> <p>議案第2号 豊見城市立中央図書館管理運営規則の一部を改正する規則についてでございます。提案理由としまして、多様化する市民ニーズに対応するため、多様な業務を行える人材を任用する観点から、これまで中央図書館の館長は非常勤特別職員での採用であったのですが、次年度から一般職の任期付職員へ整備し、さらなるサービス提供体制の充実に対応するため、所要の改正を行うものとなっております。</p> <p>4ページの新旧対照表のほうをお願いします。右側が改正前ですね。左が改正後ということで、第3条が館長に関する要項となっております。第1項のほうで、下線部分の「非常勤職員とし」というところを削除しまして、左のように改正後は「館長は、豊見城市教育委員会が任命する。」というふうに改正します。</p> <p>2項は、任期についての条項となっております。</p> <p>3項が、勤務日数等についての条項となっておりますが、2項、3項ともに削除となります。</p> <p>今後は、豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に適用して、館長は対応していくという形になります。以上です。よろしくお願ひします。</p>
教育長	<p>議案第2号 豊見城市立中央図書館管理運営規則の一部を改正する規則についての説明がありました。この内容について質問がありましたら、委員の皆さんには挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>休憩します。</p>
	<p>休 憩 (13時44分)</p> <p>再 開 (13時48分)</p>
教育長	<p>再開します。</p> <p>それでは議案第2号 豊見城市立中央図書館管理運営規則の一部を改正する規則について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、日程第6 議案第3号 豊見城市立公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>

生涯学習振興課長	<p>生涯学習振興課の [] です。</p> <p>議案第3号の1ページ、提案理由、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、公民館長においては非常勤特別職から一般職の任期付職員として任用されることになったため、「豊見城市立公民館設置、管理及び職員に関する条例施行規則」における第3条関係の「館長」について、多様化する市民ニーズに対応するため、多様な業務を行える人材を任用する観点から非常勤特別職員から一般職の任期付職員へ整備し、さらなるサービス提供体制の充実に対応するため、所要の改正が必要となっております。</p> <p>新旧対照表の4ページをごらんください。改正前、第3条館長の部分の第2項、館長は「非常勤とし」というのが削除となります。改正後は、「館長は、豊見城市教育委員会が任命する。」と。</p> <p>以下、3項、4項については削除となります。</p> <p>先ほどの図書館長と同じような内容でございます。以上で説明を終わります。</p>
教育長	ただいま議案第3号 豊見城市立公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての説明がありました。この内容について質問がありましたら、委員の皆様、挙手でお願いしたいと思います。どうぞ、どなたか。確認の意味でも構わないので。
1番委員	先ほど図書館長のお話があったように、これも任期付。条例に従って、そのまま一緒なんですね。同じということですね。
生涯学習振興課長	はい、そういうことあります。
教育長	ほかにありますか。
4番委員	では教えてください。
教育長	はい、どうぞ。
4番委員	これは非常勤から館長に任命ということですか。館長は非常勤職だったのが一般職。
学校教育課長	任期つきの一般職になります。
4番委員	これは何か利点というか、メリットはあるんですか。変えることによって。法令が変わったというのはわかるんですけど。
教育部長	そうですね。まず、大きいのは法律が変わったので、制度的には変えないといけないというのが一点あります。それからメリットというのは、この法律の意味合いがやはり労働に対する、労働の対価をみんな平等、公平にしていくこうという本来の趣旨がありますので、そういう意味では待遇面もかなり改善されていくだろうというふうに考えております。

	それから、これまで2年間という期間だったんですけど、やはり2年ではなかなか達成感というんですか、できないところで任期付になれば3年という期限が出てきますので、そういう人材の方たちであれば、十分力を発揮できるような環境が整ったのではないかなというふうに考えております。
4番委員	それと、この法律が変わったから改正という理由も、さっきから説明しているのもわかるんですが、改正をされて、これも内部の問題ですけれども、そこら辺まで何か踏み込んでやることはないんですか。今の任命について。非常勤から本務職員になるわけですよね。
学校教育課長	はい。
4番委員	だからそのときに、この任期だけじゃなくて、仕事内容そのものの何か変化があるのかどうか。
教育部長	これにつきましては、やはり社会教育は現在かなりニーズが高い部分があります。中央公民館においては、今サークルなども約60団体あります。こういったところの活性化も含めてやることはいっぱいありますということなんですが、図書館については、今図書館の基本計画を策定していくことということで、これを3年ぐらいかけて、いろいろと将来の図書館のあり方などもやっていこうと、新たな取り組みをやっておりまして、かなり業務的にはそれなりの専門性を生かしたような業務も入ってきてているというところで、こういう任期制度、一般職になるわけですから、そういう責任を持った仕事の立ち位置がつくられていくのかなというふうに考えております。
4番委員	要するに、非常勤職員から本務になったということは、より深まった仕事ができる。深まったというか、充実した仕事ができる。
教育部長	非常勤でも、当然責任を持って仕事はやらないといけないはずなんですが、それに対してかなり重みは出てきましたよというところはあるかなと、このように思っています。
4番委員	よくわかりました。
教育長	課長、公務員改革の一環として会計毎度任用職員制度がありまして、その内容を少し。
学校教育課長	わかりました。このきっかけは、従前は公民館も図書館も管理職を置いていた経緯があります。いろいろ行革の流れの中で、そこを非常勤化をしてきたという流れがあります。当然図書館長として、また公民館館長として、職務は重いものがあるなと思っておりますが、流れとして、結果として非常勤の方にお願いをして、本来の業務に見合うような責任だとか、権限だとか、給与が従前にされていなかったというのが多分現

	実だと思います。そこを今回、公務員の非常勤、臨時職員も含めて、大幅な改革が行われた中で、やはりほかの職員と館長の位置づけは若干、平たく言うと格が違うよねという議論がありまして、その中でどういう整備をしようかという中で任期つきの一般職員になってきたということになっていますので、本来の業務に見合うような形で、今、職位づけがされたと理解をしていただけたらというふうに考えております。
4番委員	わかりました。
教育長	ほかにありますか。進めてよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	では議案第3号 豊見城市立公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続いて、日程第7 議案第4号 令和元年度(令和2年度進学予定者)豊見城市育英会入学準備金の貸与審査についてであります。事務局より説明をお願いします。
学校教育課長	学校教育課、赤嶺のほうから説明させていただきます。 議案第4号、これは令和元年度ですね。今度の4月から新年度、令和2年度から進学の予定の方の入学準備金の貸し付けに係る議案というふうになっているところでございます。 2ページのほうをおあけいただけたらと思います。今回、[REDACTED]さんが申請をしてきているところでございます。本来、これまでの説明だと経済的に困窮をしていて、成績優秀な者の就学を支援していくというのが育英会の本来の目的であります。今回出てきております上のところを見ていただけすると、[REDACTED]さんの名前が出ているところの横のほうです。世帯1人当たりの所得額、これは111万2,840円ということになっています。本来通常の審査基準だと、100万円未満ということで見てしているところでございます。ただ、この家庭の状況を考えますと、ひとり親の世帯で、親御さんが今仕事を休んでいらっしゃって収入が激減しているという状況を鑑みまして、やはりこれだけで見るのではなくて、全体的なトータルで見た結果、入学準備金の支給が適当だらうと。入学準備金につきましては、入学前に30万円を限度として貸し付けるということになっております。県外への進学となっておりますので、そこの助けになればということでの審査ということになっておりますが、教育委員会としては、これは所得についての状況は書類上はそうなっておりますが、

	<p>状況を鑑みると支給するに値するのではないかというふうに考えているところでございます。現在30万円の枠については、3名枠がありまして、今1人目となっています。あと2枠残っておりますので、それ以外のところについてはそれ以降の申請をまだ受けておりませんが、そこはそれで対応するとして、今回の■さんの申請については、認めるという方向でご検討いただけたらというふうに考えております。</p> <p>3ページが判定資料であります。これはちょっと見ていただけたので、次のページです。成績につきましてもおおむね良好な成績を残しております、基本的に満たしているというふうに考えているところでございます。</p> <p>5ページ、6ページが申請書となっています。6ページをあけていただけたらと思いますが、これは本人が書かれているところでありますので、そういう状況が、この申請の主な理由のところで確認いただけると思います。これは事実であることは確認されておりますので、そこを踏まえた上で準備金の支給は適当であるというふうに考えております。その旨、ご審査いただけたらというふうに考えております。以上です。</p>
教育長	<p>ただいまの説明がありましたが、特に2ページです。これまでとの違いは、2ページの本人の所得の欄ですけど、この数字が従来は100万円未満。今回は111万2,840円となっているんですけども、従来は100万円未満であればオーケーだということでやっていたのを、家庭の状況を踏まえて、超えてはいるけど、このまま審査を通していきたいと、貸し付けたいという内容であります。特に、この部分を注意していただきたいと思います。</p> <p>ただいま議案第4号の説明がありましたけれども、質問がありましたら委員の皆様、お願いしたいと思います。どうぞ、はい。</p>
4番委員	こういうお金を出して推薦とかをする場合、1人でやれば大きなことはないと思うんですけど、何名か複数になった場合、この選択の公平性、この辺は大丈夫なんですか。この基準だけでいいのか。
学校教育課長	ご質問のところは複数、例えば4名とか5名出てきたときに、これをどんなふうに選定していくかというところだというふうに理解はしているところでございます。その件につきましても、そういう事態にまだなったことがありませんので、実際、仮定の話になりますけれども、この入学準備金につきましては、基金から繰り入れて実際はしておりますので、その予算の範囲内で貸与も含めて、その枠があれば組み替えてでも対応をするという方向で、今話をしながら進めている。3人の枠の予算はとっておりますが、場合によっては授業料の貸与が少ない場合もあり、

	貸与の申請が少ない場合はそこから基金を分けてという形も含めて、おおむねその必要な審査基準を満たして、本当に必要だということで考えるのであれば、できる限り、この予算の許す限りにおいて支出をしたいということで、原則は考えております。ただ、どうしてもその中で足りないということが家庭で出てきた場合には、その困窮度の高い、かつ成績優秀な方から認定をしていくということになろうかと思っています。ただ、そういうことが起こらないような形で、できるだけ本当に困っている方を救えるような形で育英会を運営できるように、予算の補正も含めて検討したいと考えているところです。
4番委員	これまで、こういうことはなかったという感じなんですね。
学校教育課長	はい。
4番委員	はい、わかりました。
学校教育課長	ちょっと補足させていただければ、その奨学金制度につきましては、日本学生機構も含めて、この国の制度、民間の制度を含めて、今充実をしてきておりまして、本市の育英会を利用する必要性というところが下がってきているのも事実であります。今回の例のような、やはり急に困って、どうしても入学前に必要な物入りの中で準備金が必要だというパターンが出てきています。近年では30万円の貸与を含めて、そこがすき間を埋める制度として活用されている傾向にありますので、ここにちょっとシフトしていくのか、それともどうやっていくのか。今後動向を見極めながら、より応えられる方向で進めていきたいと考えています。
教育長	ほかにありますか。どうぞ。
1番委員	今、家庭の事情等を鑑みると、本当に必要だなというふうなことを感じます。また、成績優秀でということをちゃんと証明されていますので、いいなと思います。その期日ですね。これから応募する可能性が大きいかどうか、いつまでのものとなっていますか。
学校教育課長	3月までのもので、応募としては年末か、受付自体、準備金については随時、申請があった時点で審査をしながら進めています。前には、もう委員会が間に合わない場合は教育長のほうで専決をしていただいて、後で承認をいただいた例もございます。このような形で、できるだけ子どもたちの利益になるような形で審査を進めていきたいと考えているところです。
1番委員	3月いっぱいというふうな記述があって、また今、本当に一番優先に上げたいなというその枠なので、できたらもう優先にしていただいて、後から申し込んで該当する範囲内だったらいいんですが、人数が多い場合、そういうのもまた鑑みながら、でも優先的にやっていただければい

	いなど、今説明を受けてそういうふうに感じております。以上です。
学校教育課長	ぜひ取り組みたいと思います。
教育長	<p>ほかに質問はありますか。進めてよろしいですか。</p> <p>それでは議案第4号 令和元年度（令和2年度進学予定者）豊見城市育英会入学準備金の貸与審査について、提案どおり決定したいと思いま すが、よろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、その他についてになります。事務局より説明をお願いし ます。</p>
学校教育課 総務班長	<p>では、事務局のほうから次回の定例教育委員会の開催日時についてご 案内したいと思います。次回の定例教育委員会の開催日時は、2月18日 火曜日の13時30分からということでお願いしたいと思います。</p> <p>この前日に、島尻教育事務所のほうから審議していただきたい案件が あるとのご連絡がありましたので、その翌日に開催したいと思います。</p> <p>火曜日午前中は、教育長と部長は会議が入っておりまして、午後から開 催させていただきたいと思います。</p> <p>日程等はよろしいでしょうか。よろしくお願いいいたします。</p>
学校教育課参事	<p>では、後ろ2枚のほうにつづってあります。まず、卒業式のほうから となります。3月7日土曜日が中学校の卒業式となっております。教育 委員、それからまた教育長ということで名前を記入していただきました。 左のほうが挨拶となっています。下のほうが小学校の卒業式、3月19日 木曜日の午前中。これは各教育委員のほうで、名前があるところで挨拶 をしていただくというふうにしたいと思っています。</p> <p>最後の入学式が中学校、4月8日の午後。小学校の入学式が4月8日 の午前となっております。一応こちらは案として名前を入れさせていた だきましたので、もし後で調整が必要であれば、また確認したいなと思 っています。</p> <p>挨拶文のほうは、中学校の卒業式に関しては、次回の定例教育委員会 までには間に合わしたいと思っています。以上です。</p>
教育長	<p>いいですか。一旦、じゃあ締めましょうね。</p> <p>それでは、これをもちまして第1回定例教育委員会の全日程を終了し ます。お疲れさまでした。</p>

(署名欄)

教育長 照屋堅二

4番委員 大城安司

